

■ トラベルjp for Business 出張キャンセルサポートについて

No	出張中止 事由	概要	対象者			申請時 提出資料	備考
			出張者	親族	取引先		
1	出張者本人の病気・ケガ	疾病または傷害により、死亡、入院または通院すること。	○	×	×	診断書・病院の領収書等	・歯科疾病の治療のための通院は支払対象外です。 ・旅行の手配の以前に発生した疾病(※)または傷害により被った損害は支払対象外です。 ※既往症を含みます。
2	パスポートの盗難・失効・紛失	旅券の紛失、有効期間の満了または残存有効期間の不足その他出国に必要な手続きの不備により出国できなかったこと。	○	×	×	再発行依頼書、警察届出書、再手配が確認できる書面	
3	交通機関の遅延・運休	旅行に参加するために利用する航空機、列車、車両、船舶等の交通機関のうち、運行時刻が定められているものに運休、欠航または2時間以上の遅延が発生したこと。	○	×	×	交通機関発行の遅延・運休証明、HPなど	
4	打合わせや参加イベントの中止・取消	旅行の行程において、他者と共同で行う予定であった業務上の予定について、他者からの申し出により中止されること。または参加を予定していた興行等が中止されること。	○	×	×	先方からのドタキャンメールなど、社内の申請	
5	裁判員制度による裁判所の呼び出し	裁判員に任命され、予定されていた旅行の期間に裁判員としての業務を行う必要が生じること。	○	×	×	家庭裁判所からの通知書	・裁判員以外(証人など)での呼び出しは支払対象外です。
6	ビジネス上・親族の葬祭	業務上必要な葬祭または親族の葬祭に予定されていた旅行の期間に出席する必要が生じること。	×	○	×	忌引き休暇の取得が確認できるメール・書面、訃報ならびに葬儀参加の承認が確認できるメール・書面	・親族とは配偶者または3親等内の親族をいいます。
7	家屋の損壊	居住する建物またはこれに収容される家財が被災すること。	○	×	×	被災に関する公的機関による証明(警察の盗難の証明、自治体の被災の証明等)	・地震、噴火またはこれらによる津波などによる被災対象外です。

(注1) トラベルjp for Business 出張キャンセルサポートは、トラベルjp for Business を通して予約した記録が全て対象となり、解約の申し出は受付けておりません。

(注2) 保険期間は、トラベルjp for Business を通して予約を行い、手配完了の通知を受領してから、出発時間までが対象となります。

(注3) 保険金の請求は、キャンセル料金が旅行商品単位で5,000円を超えた場合にのみ可能となります。

(注4) 複数の旅行商品のキャンセル料金の合計額が、5,000円を超えた場合であっても、請求の対象とはなりません。

(注5) 保険金のお支払い限度額は、100,000円となります。

(注6) 保険金の請求は出張者本人(被保険者)のみとなります。保険金の代理請求は対応できません。

(注6) 保険金の支払いは、トラベルjp for Business を導入した企業管理者並びに管理部へのお支払いとなります。出張者個人に支払いは原則禁止となります。

(注7) 保険金の請求は、キャンセル日から30日以内に速やかに引受け保険会社まで連絡、請求を行ってください。

(注8) 下記のいずれかに該当する事由がある場合には、全部または一部の保険金をお支払いしない場合があります。

- ① 被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させた場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合